

Weekly Report

第447号
平成30年 2月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

住宅取得した場合のローン減税と給付金

◆10年間で最大400万円を税額控除

住宅ローン減税は、住宅の新築・取得又は増築等のために返済期間10年以上の住宅ローンを利用した場合に10年間、各年末のローン残高の1.0%を所得税額から控除する制度です。

同制度は、消費税率引上げに伴う拡充により、住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合は、控除の対象となる借入額の上限が4千万円（長期優良住宅・低炭素住宅の場合は5千万円）に引き上げられており、各年の控除限度額は40万円（同50万円）となっています。

また、住宅ローン減税による控除額を所得税額から控除しきれない場合は、翌年度の住民税から控除することができます（年13.65万円が上限）。

なお、中古住宅を個人売買により取得した場合は消費税が非課税となるため、拡充前の控除限度額（控除対象借入限度額2千万円、年20万円が上限）が適用されます。

◆一定収入以下の方には「すまい給付金」

すまい給付金は、住宅取得者で収入が一定以下の方に対して給付を行う制度です。

給付額は都道府県民税の所得割額に応じて定められており、消費税率8%時は9.38万円以下（収入額の目安は510万円以下）の方を対象に10～30万円となります。また、消費税率10%時は17.26万円以下（同775万円以下）の方が対象となり10～50万円が給付されます。

なお、不動産登記上の持分保有者が複数いる場合は、給付基礎額に持分割合を乗じた額がそれぞれの給付額となります。

3月から年金関係手続にマイナンバー利用

来月5日から年金関係の手続きにおいてマイナンバーの利用が開始され、これまで基礎年金番号を記載していた被保険者資格取得届などの各種届書には原則、マイナンバーを記載して提出することになります（マイナンバーの提供が困難な場合は、基礎年金番号を用いることも可能）。

また、届書についても様式の統合やA4縦型に統一するなど変更されます。

なお、マイナンバーの利用により、*資格取得届について被保険者住所の記載を省略、*被保険者（マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている方）の住所変更届及び氏名変更届の届出を省略などができるようになります。

★★★3月のチェックポイント★★★

※所得税・贈与税の申告・納税は3月15日（木）、個人事業者の消費税の申告・納税は4月2日（月）まで。振替納税の方は所得税が4月20日（金）、個人消費税は4月25日（水）が振替日。

※3月1日から「ゆうパック」料金が、平均1.2%値上げになります。詳細は郵便局等でご確認を。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、残高等の確認を行い完全回収に取り組みます。